

## 秋田市オープンデータ推進に関する基本方針

本基本方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」、「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」等を踏まえ、本市がオープンデータを推進するに当たっての基本的な考え方および取組の方向性を示すものである。

### 1 オープンデータ推進に関する基本的な考え方

#### (1) オープンデータの定義

本基本方針におけるオープンデータとは、本市が保有するデータを市民、法人、その他の団体等(以下「市民等」という。)がインターネット等を通じて容易に加工、編集、再配布等ができるよう、次のいずれの項目にも該当する形式で公開するデータと定義する。

- ア 目的を問わず二次利用<sup>\*1</sup>可能なルールが適用されたもの
- イ 機械判読に適したもの
- ウ 無償で利用できるもの

#### (2) オープンデータ推進の目的

##### ア 市政の透明性・信頼性の向上

市民等が分析、検証等を行うことができる本市保有データを提供することにより、市政の透明性および信頼性の向上を図る。

##### イ 市民協働の推進および地域課題の解決

オープンデータの活用の進展に伴う市民等との情報共有の促進により、市民協働のさらなる推進や公共サービスの創出<sup>\*2</sup>を促進し、多様な地域課題の解決を目指す。

##### ウ 地域経済の活性化

オープンデータを提供することにより、市民等によるデータの加工、編集、分析等を通じた様々な新ビジネスの創出やソフトウェアの開発等を促進し、起業化や企業活動の効率化等、ひいては地域経済の活性化を図る。

#### (3) オープンデータ推進のための基本原則

- ア 本市自らが、積極的にデータを公開する。
- イ 機械判読が可能で、二次利用が容易な形式で公開する。
- ウ 営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
- エ 取組可能なデータから速やかに公開に着手し、実績を蓄積する。

### 2 オープンデータの推進に向けた取組の方向性

#### (1) オープンデータ化の対象

##### ア 本市ホームページで公開済みのデータ

公開済みのデータは、原則としてオープンデータとして公開する。

##### イ 重点的にオープンデータ化を進めるデータ

次に掲げるデータについては、重点的にオープンデータ化を進める。

##### (ア) 統計情報

- (イ) 防災・減災関連情報、GIS等<sup>\*3</sup>で扱う地理空間情報、人の移動(交通、旅行、観光、引越等)に関する情報、予算および決算情報ならびに調達関連情報
  - (ウ) 市民等の利用ニーズがあり、かつ公共の利益に資する情報
  - (エ) 本市の主要施策に関する情報および積極的に広報を行う必要がある情報
- ウ 現在公開されていないデータ

上記以外の現在公開されていないデータについては、市民等のニーズを考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開する。

## (2) 公開基盤

本市ホームページに掲載することにより、公開するものとする。また、外部のデータカタログサイト<sup>\*4</sup>を利用するなど、効率的なデータ管理運用についても必要に応じて活用する。

## (3) オープンデータ公開に関するルール

### ア オープンデータとしないデータ

次に掲げるデータについては、オープンデータ<sup>\*5</sup>としないものとする。

- (ア) 個人情報および機密情報が含まれているデータ
- (イ) 第三者の権利が含まれているデータ
- (ウ) 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ
- (エ) 前各号に掲げるもののほか、公開することが適当ではないと認めるデータ

### イ 二次利用を可能とする利用ルール

オープンデータとして公開した情報は、二次利用を制限する具体的かつ合理的な根拠があるものを除き、二次利用を認めることを原則とする。

二次利用を認めるオープンデータ<sup>\*6</sup>の著作権意思表示方法は、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの使用により利用条件を明示する。

なお、利用条件は、最も二次利用の自由度の高い「CC-BY」(原作者のクレジットを表示すれば、営利目的又は非営利目的であるかを問わず自由に二次利用可能)とすることを原則とする。

また、著作権の保護対象外である情報(数値データ、簡単な表・グラフ等)については、二次利用の制限がないことを明示する。

### ウ 機械判読に適したデータによる公開

オープンデータとして公開するデータは、コンピュータで機械的な読み取りや再利用等を考慮したタグの付け方、表の形式等とするよう努める。

また、可能なものから、より機械的な読み取りに適した形式に更新するよう努めるものとする。

### エ 二次利用のために必要な情報および免責事項の表示

情報取得の時点、作成日、作成方法等の二次利用に必要な情報を可能な限り提供するとともに、注意事項および前提条件等を明示する。

また、オープンデータとして公開した情報を二次利用した者が作成した情報により、第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

## (4) オープンデータ活用推進のための取組

### ア 活用事例の紹介

市民等が本市のオープンデータを活用したアイデアやアプリ等を創出した場合

は、市のホームページ等で積極的に紹介するものとする。

#### イ オープンデータ化を前提とした成果物等の取得

市民等からデータを公募および収集する際や業務委託契約等によりデータを作成する際には、あらかじめオープンデータ化を念頭において、著作権や納品データのデータ形式に配慮するように努めるものとする。

### 3 オープンデータ推進の役割分担について

#### (1) 情報システム統括課

オープンデータ推進に関する基本方針の策定、オープンデータの総合的な調整、オープンデータ公開に関する技術的な支援、活用事例の紹介および市公式ホームページのオープンデータサイトの管理を行う。

#### (2) 各データ所管課

保有するデータに関する著作権の権利関係および非公開情報の有無について確認を行い、オープンデータの作成およびオープンデータサイトへの登録作業を行うものとする。

また、公開済みのオープンデータに対する問い合わせにも対応するものとする。

---

#### \* 1 二次利用

原作品・原論文・原資料などを引用・転載・コピーするなどして利用すること。

#### \* 2 公共サービス

行政のみならず、NPO 等を含む民間によっても提供されるサービスで、生活する上で必要ではあるが、個人では解決、調達できないサービスの総称のこと。

#### \* 3 GIS

地理情報システム (Geographic Information Systemの略)。位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術のこと。

#### \* 4 データカタログサイト

オープンデータを集約しているポータルサイトのこと。データのカテゴリ毎にタグをつけることや様々なカテゴリ毎にグループ分けすることで、データの横断的検索を可能にしている。(例: DATA.GO.JP等)

#### \* 5 現時点では、個人情報を含むデータを加工し、当該個人情報を識別できないようにした場合も、オープンデータの対象とはしないこととする。なお、改正個人情報保護法に基づき、全国各自治体において、個人情報を匿名化して有償でデータ提供を行う制度の構築を検討中。将来的に本市で制度化した際には、その制度で対応することとする。

#### \* 6 クリエイティブ・コモンズ・ライセンス

著作物の再利用についての条件等に関する意思表示を手軽に行えるようにするために、国際的に利用されている著作権ルールのこと。利用に関して、著作権者が「著作権者の表示をする」又は「非営利に限定する」等様々なレベルの条件を選択して設定することができる。